

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
がと日
の翌日)

(返還の債務の免除)

第十一條 修学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号)以下「条例」という。)の定めるところによる。

第十一條の次に次の一条を加える。

(業務従事期間の通算)

- | | |
|-------|---------------------------|
| ◆規則 | 保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則 |
| ◆人委告示 | 鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則 |
| 正 | 鳥取県福祉生奖学金貸与規則の一部を改正する規則 |
| | 昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号の一部改 |

第十二条の二 条例の表の保母修学資金の項の免除の条件の欄第一号及び第三号に規定する保育業務に従事した期間の計算については、その業務の従事期間中に災害、疾病その他やむを得ない理由によりその業務に従事することができなかつた期間がある場合において当該期間終了後再び保育業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとして計算するものとする。

第十二条第三号を次のように改める。

三 保母養成所を卒業した日から一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がそのつ度定める期間)以内に県内において保育業務につき、引き続きその業務に従事しているとき。

第十三条の見出し中「返還の免除及び猶予」を「返還の債務の免除及び履行猶予」に改め、同条第一項中「第十一條に規定する返還の債務の免除又は前条に規定する」を「条例の規定による返還の債務の免除又は前条の規定による」に改める。

- | | |
|------------|---|
| 鳥取県規則第五十七号 | 保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則 |
| 正 | 保母修学資金貸付規則(昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。 |

第十一條を次のように改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

鳥取県福祉生奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

にその旨を本人に通知するものとする。
様式第十六号中「奨学金返還延期願」を「奨学金返還猶予願」に、「延期」を「猶予」に改める。
様式第十六号の次に様式第十七号として次のように加える。

鳥取県規則第五十八号

鳥取県福祉生奨学金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県福祉生奨学金貸与規則（昭和二十七年六月鳥取県規則第四十一号）
の一部を次のように改正する。

第一条中「優良な生徒であつて経済的事由により修学が困難なもの」を
「有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子弟で、高等学校
に在学する心身健全であるとともに修学能力を有し、かつ、経済的理由に
より修学が困難である者」に改める。

第十六条の見出し中「延期」を「猶予」に改め、同条第三項を削り、第
四項を第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 奨学金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務
の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号。以下「
条例」という。）の定めるところによる。

第十六条第五項から第七項までを削る。

第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

第十七条 前条第一項若しくは第二項又は条例の規定による奨学金の返還
の猶予又は免除を受けようとする者は、奨学金返還猶予願（様式第十六
号）又は奨学金返還免除願（様式第十七号）を知事に提出しなければな
らない。

2 知事は、奨学金の返還の猶予又は免除の決定をしたときは、すみやか

様式第十七号

奨 学 金 返 還 免 除 願
決定番号 昭 第 号
住 所
福 祉 生

左記のとおり奨学金の返還を免除してくださるようお願いします。

一 貸与金総額

二 返済未済額

三 免除を受けようとする額

四 理 由

昭 和 年 月 日

本 人

連帯保証人

殿

鳥取県知事

免除を受けようとする理由を証する書面を添
付すること。

印

經 由 印	
事務所長	
市町村長	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十九号

鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県婦人更生資金貸付規則（昭和三十三年五月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

別表の七の1のただし書きを次のように改める。

ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十月一日から施行する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

第一号中「職業指導員の職」の下に、「職業訓練指導員の職」を加え

る。